

●使用区分

		低圧電燈・家庭用電気機械器具				配線			
		屋内		屋外・屋側		屋内			
		電球線	移動電線	電球線	移動電線	露出場所		隠ぺい場所	
						乾燥場所	多湿場所	点検できる	点検できない
コード	ゴム	○	○	×	×	-	-	-	-
	ビニル	×	△	×	×				
	ゴムキャブタイヤ	○	○	×	×				
	ゴム絶縁ビニルキャブタイヤ	×	○	×	△ (屋側の雨線内のみ)				
	ゴム絶縁クロロプレンキャブタイヤ	○	○	×	×				
	ビニル絶縁ビニルキャブタイヤ	×	△	×	△ (屋側の雨線内のみ)				
キャブタイヤケーブル	ゴム	第1種	○	○	○ (屋側の雨線内のみ)	×	×	×	×
	ゴム、クロロプレン又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム	第2種	○	◎	○	◎	○	○	×
	ビニル		×	△◎	×	△◎	○	○	×

- ：300V以下の低圧に限り使用できる
- ◎：300Vを超える低圧にも使用できる
- ×：使用できない
- △：次の条件に適合するものに限って使用できる

- (a) 放電灯、ラジオ、テレビ、扇風機、電気バリカンなどに電気を熱として使用しない小型機械器具に使用する場合
- (b) 電気毛布、電気足温器、電気温水器など高温部が露出していないもので、かつ、これに電線が触れるおそれがない構造の加熱装置(加熱装置と電線との接続部の温度が80℃以下であって、かつ、加熱装置外面の温度が100℃を超えるおそれがないもの)に使用する場合
- (c) 電線が熱的影響をうけない構造とした白熱灯スタンド

【参考文献：一般社団法人 日本電気協会 JEAC 8001-2011 内線規程】